

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成 30 年 11 月 6 日（火）

（案件名）

- ・平成 30 年度地方債計画の改正及び平成 30 年度同意等基準の一部改正について（決裁案件）

自治財政局地方債課

乾管理官（内 2 3 3 9 2）

○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成30年度地方債計画の第3次改正について

- 地方債計画とは、財政融資資金など所要の地方債資金の確保を図ること等を目的に、地方債の年間の発行予定額や資金等について定めるものであり、総務大臣が毎年度策定し、公表。
 - 平成30年度国の補正予算(第1号)に追加計上された災害復旧事業やブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業等を円滑に実施するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なことから、「平成30年度地方債計画」を改正(第3次)。
- ※ 今年度は、予備費使用の閣議決定(8/3、9/7)に伴い、2回改正済 <第1次改正:333億円 第2次改正:218億円>

改正の概要

- 国の補正予算(第1号)に伴う地方負担額の増に対応し、4,155億円を追加計上
第2次改正後計画額 117,007億円 → 第3次改正後計画額 121,162億円(+3.6%)

《改正額の内訳》

項目	(億円) 改正額
・学校教育施設等整備事業	2,019
・災害復旧事業	1,726
・公共事業等	395
・その他	15
<合計>	4,155

《資金》

○ 財政融資資金	2,821億円
○ 地方公共団体金融機構資金	119億円
○ 民間等資金(銀行等引受)	1,215億円
計	4,155億円

※補正予算成立後、財務協議を行い、改正後の地方債計画を告示予定

平成30年度地方債計画（第3次改正追加額）

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	平成30年度 第2次改正後 計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成30年度 第3次改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	395	16,996	2.4
2 公営住宅建設事業	1,130	6	1,136	0.5
3 災害復旧事業	1,297	1,726	3,023	133.1
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	2,024	5,415	59.7
(1) 学校教育施設等	1,245	2,019	3,264	162.2
(2) 社会福祉施設	383		383	
(3) 一般廃棄物処理	656		656	
(4) 一般補助施設等	567	5	572	0.9
(5) 施設（一般財源化分）	540		540	
5 一般単独事業	22,636	4	22,640	0.0
(1) 一般	2,334	4	2,338	0.2
(2) 地域活性化	690		690	
(3) 防災対策	871		871	
(4) 地方道路等	3,221		3,221	
(5) 旧合併特例	6,200		6,200	
(6) 緊急防災・減災	5,000		5,000	
(7) 公共施設等適正管理	4,320		4,320	
6 辺地及び過疎対策事業	5,085		5,085	
(1) 辺地対策	485		485	
(2) 過疎対策	4,600		4,600	
7 公共用地先行取得等事業	345		345	
8 行政改革推進	700		700	
9 調整	100		100	
計	51,285	4,155	55,440	8.1
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389		5,389	
2 工業用水道事業	216		216	
3 交通事業	1,327		1,327	
4 電気事業・ガス事業	225		225	
5 港湾整備事業	508		508	
6 病院事業・介護サービス事業	3,822		3,822	
7 市場事業・と畜場事業	358		358	
8 地域開発事業	745		745	
9 下水道事業	12,298		12,298	
10 観光その他事業	169		169	
計	25,057		25,057	
合計	76,342	4,155	80,497	5.4

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 第2次改正後 計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成30年度 第3次改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
三 臨時財政対策債		39,865		39,865	
四 退職手当債		800		800	
五 国の予算等貸付金債		(281)	(8)	(289)	(2.8)
総 計		(281)	(8)	(289)	(2.8)
		117,007	4,155	121,162	3.6
内 訳	普通会計分	92,737	4,080	96,817	4.4
	公営企業会計等分	24,270	75	24,345	0.3
資金区分					
公 的 資 金		46,308	2,940	49,248	6.3
財 政 融 資 資 金		28,524	2,821	31,345	9.9
地方公共団体金融機構資金		17,784	119	17,903	0.7
(国の予算等貸付金)		(281)	(8)	(289)	(2.8)
民 間 等 資 金		70,699	1,215	71,914	1.7
市 場 公 募		38,200		38,200	
銀 行 等 引 受		32,499	1,215	33,714	3.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,996	16,443	553	3.4
2 公営住宅建設事業	1,136	1,130	6	0.5
3 災害復旧事業	3,023	873	2,150	246.3
4 教育・福祉施設等整備事業	5,415	3,391	2,024	59.7
(1) 学校教育施設等	3,264	1,245	2,019	162.2
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	572	567	5	0.9
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,640	21,927	713	3.3
(1) 一般	2,338	2,795	△ 457	△ 16.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	55,440	49,884	5,556	11.1
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,298	11,904	394	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
合 計	80,497	75,005	5,492	7.3

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(289)	(266)	(23)	(8.6)
総 計		(289)	(266)	(23)	(8.6)
		121,162	116,257	4,905	4.2
内 訳	普 通 会 計 分	96,817	91,907	4,910	5.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,345	24,350	△ 5	△ 0.0
資 金 区 分					
公 的 資 金		49,248	46,609	2,639	5.7
財 政 融 資 資 金		31,345	28,545	2,800	9.8
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		17,903	18,064	△ 161	△ 0.9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(289)	(266)	(23)	(8.6)
民 間 等 資 金		71,914	69,648	2,266	3.3
市 場 公 募		38,200	38,200	0	0.0
銀 行 等 引 受		33,714	31,448	2,266	7.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	30	158	△ 128	△ 81.0
	災害復旧事業	9	18	△ 9	△ 50.0
	一般単独事業	2	3	△ 1	△ 33.3
公営企業債					
	市場事業・と畜場事業	0	1	△ 1	△ 100.0
	下水道事業	12	8	4	50.0
国の予算等貸付金債		(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)
総 計		(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)
		53	188	△ 135	△ 71.8
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△ 129	△ 80.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△ 6	△ 22.2
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	36	135	△ 99	△ 73.3
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	17	53	△ 36	△ 67.9
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債同意等基準の一部改正について

○ 「平成30年度地方債同意等基準」を以下のとおり改正し、告示する。

※ 「地方債同意等基準」は、総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの

〔改正内容〕

- 平成30年大阪北部を震源とする地震による大きな被害を踏まえ、学校施設環境改善交付金を活用した市町村立の公立小中学校等の防災機能強化事業（ブロック塀改修等）について、地震補強事業（耐震補強等）と同様の学校教育施設等整備事業債による措置を講じる。
- あわせて、都道府県立の特別支援学校（小中学部）に係る事業についても、上記と同様の学校教育施設等整備事業債による措置を講じる。

〔告示日（予定）〕

11月中旬

平成30年度地方債同意等基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育・福祉施設等整備事業</p> <p>① 学校教育施設等整備事業</p> <p>学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。</p> <p>ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イ及びウに掲げるもの並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）</p> <p>イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額</p> <p>ウ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項の規定に基づく交付金を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等の補強事業（イに掲げるものを除く。）及び防災機能強化事業に係る地方負担額</p> <p>エ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育・福祉施設等整備事業</p> <p>① 学校教育施設等整備事業</p> <p>学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。</p> <p>ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イ及びウに掲げるもの並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）</p> <p>イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額</p> <p>ウ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項の規定に基づく交付金を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等の非構造部材の耐震対策事業</p> <p>_____に係る地方負担額</p> <p>エ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>